令和4(2022)年 No.1258
12月1日
広報 いせはら
Public Relations Paper
ISEHARA

主な記事

2 パブリックコメントにご意見を
4 5 無事故で年末、笑顔で新年
8 室伏広治氏による講演会を開催します

あなたの権利、成年後見制度が守ります

　不利益を受けたり、悪質商法の被害者になったりしないよう、財産の管理や契約といった行為は、慎重に検討する必要があります。しかし、認知症や知的障がいなどの理由により判断能力が十分でない人は、自分一人で行うことが困難なケースがあります。

　そこで大切なのが成年後見制度。成年後見人などが、代わりに契約を行い、本人の権利を守り、生活を支援するものです。今回は、制度の中でも、利用者が多い「法定後見制度」の仕組みや相談窓口について紹介します◇人権週間に関連した事業は2面に掲載

担福祉総務課☎94-4718

成年後見制度とは

　法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度

　本人の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が用意されており、家庭裁判所がそれぞれ「成年後見人」「保佐人」「補助人」(以下、成年後見人など)を選任します◇弁護士や社会福祉士などの専門職や親族、法人などが選ばれます

相談を受けて、説明する小笠原さん(写真奥)

このようなことで困っていませんか

事例1　認知症のAさんは、自宅のリフォーム工事を契約。後で必要がなかったことに気付き、家族が困っている。

事例2　知的障がいがあるBさんは、デイサービス(通所介護)に通いたい。しかし、利用契約の手続きを一人で行うことに不安を感じる。

事例3　軽度の精神障がいがあるCさんは、日常生活は問題なく過ごしているが、難しい手続きになると分からなくなる。不動産管理や遺産相続の手続きに心配がある。

成年後見人などができること

　家庭裁判所は、成年後見人などが適切に職務を行っているか監督します。成年後見人などは一部法的権限が与えられ、主に次のような役割を担います。

同意権・取消権の行使

　成年後見人などの同意なしに行った、本人の法律行為を取り消す権限です。**事例1**では、Aさんが一人でリフォーム工事の契約を行っていた場合、無効とすることが可能です※日常的な買い物などは取り消されることはありません

代理権の行使

　成年後見人などが本人に代わって法律行為を行う権限です。**事例2**では、本人の代理人として、成年後見人などが福祉サービスの利用契約を行います。

財産の管理

　本人の判断能力に応じて制度の利用ができます。**事例3**では印鑑や預金通帳の管理、年金の受け取りなどを代わりに行います。

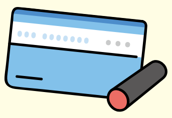

市社会福祉協議会 相談支援係
小笠原(おがさわら) 弥生(やよい)さん

「困ったなぁ」を解決する手段を一緒に考えます

　当センターへ相談に来られる方の多くは、当事者のご家族や支援関係者です。まずは何に困っているかを聞いて、制度利用の必要性を検討し、当事者本人の意思も尊重しながら、利用手続きについて話を進めます。

　成年後見制度は認知症など、高齢者が利用するものだと思われがちですが、障がいのある若年層や健康な方でも不慮の事故などによって利用が必要となる場合もあります。若い世代など、より多くの人に制度や仕組みについて知ってもらいたいですね。

　必要な支援は人それぞれ。成年後見制度や権利擁護について、気になることや心配事があれば、お気軽にご相談ください。

まずはご相談ください

　平成28(2016)年に、成年後見・権利擁護推進センターを伊勢原シティプラザ(伊勢原2-7-31)1階の社会福祉協議会内に設置しました。高齢者や障がいのある人が安心して暮らしていけるように、成年後見制度や権利擁護に関する相談を無料で受けます。

相談時間　月～金曜日の午前8時30分～午後5時(祝日、年末年始を除く)

問成年後見・権利擁護推進センター☎94-9600

発行／伊勢原市　編集／広報戦略課　〒259-1188　伊勢原市田中348番地　☎0463-94-4711(代)　FAX0463-93-2689